

【令和7年度(2025年度)熊本市の中小企業融資制度】											
令和7年(2025年)4月1日現在											
こんなとき	制度名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間及び利率	保証料率 (注2)(注3)	責任共有 制 度	連帯保証人 (注3)	返済方法	相談窓口	取扱金融機関
新たに事業を始めるとき	創業サポート 資金	● 新規に事業を起こす(起こした)者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する者(注) (2) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する者(注) (3) 市内に住所を有し、個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4) 市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日(法人登記日)以後5年未満の者 (注) 産業競争力強化法第2条第31項第1号、第3号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者は6月以内 移住者 熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、全額保証料補給の特例あり。 事業承継 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条に該当する者は、全額保証料補給及び当初3年間利子補給の特例あり。	運転資金 設備資金 (※熊本市内の事業所(店舗)にかかる資金に限る)	2,000万円以内	3年以内 固定 年1.30%以内 5年以内 固定 年1.45%以内 7年以内 固定 年1.60%以内 (据置 1年以内)	年0.35% (特例対象者は年0.00%) ※市補助・補給後	対象外	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	元金均等返済	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫
運転資金や設備資金が必要なとき	経営向上 小口資金	● 市内に1年以上 住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ● 従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)であること。 ● この融資と既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計2,000万円の範囲内であること。 事業承継 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条に該当する者は、保証料補給の特例あり。 伝統工芸 熊本県知事の指定を受けた熊本市内の伝統工芸営業者は、7年間の利子補給あり。	運転資金 設備資金	1,000万円以内	3年以内 固定 年1.70%以内 4年以内 固定 年1.80%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 (据置 6か月以内)	年0.25%～1.10% (特例対象者は年0.00%) ※市補給後	対象外		元金均等返済 または 一括返済		
	小口資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下であること。 伝統工芸 熊本県知事の指定を受けた熊本市内の伝統工芸営業者は、7年間の利子補給あり。		1,000万円以内	30か月 固定 年2.00%以内 45か月 固定 年2.10%以内 60か月 固定 年2.20%以内 (据置 6か月以内)	年0.225%～0.625% ※市補給後	対象		元金均等返済 または 一括返済		
	経営活性化 資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合		3,000万円以内	【一括返済】 1年以内 固定 年2.10%以内 【元金均等返済】 3年以内 固定 年2.10%以内 5年以内 固定 年2.20%以内 7年以内 固定 年2.30%以内 (据置 1年以内)	年0.25%～1.70% ※市補助後	対象				
補助金や事業計画を活用し、生産性向上や賃上げに取り組むとき	補助金活用 支援資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ1年以上経営している中小企業者 ● 令和7年4月1日以降に国や地方自治体等から生産性向上や賃上げを目的とする補助金の交付決定を受けている、または、法律に基づく事業計画の認定を受けていること。 ※借入申込時の必要書類:補助金に関する「交付決定通知書(写)」+「申請書類(写)」 または 事業計画に関する「認定(承認)通知書(写)」+「申請書類(写)」 ※取扱期間は、令和7年12月28日保証申込受付かつ令和8年3月31日融資実行分まで	運転資金 設備資金 (※補助対象事業または事業計画対象事業の実施に必要な資金に限る)	2,000万円以内	【一括返済】 1年以内 固定 年1.70%以内 【元金均等返済】 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.80%以内 7年以内 固定 年1.90%以内 (据置 1年以内)	年0.113%～0.475% ※市補給後	対象		元金均等返済 または 一括返済		
大型店の進出・撤退で影響があったとき 倒産企業に対し回収が難しい債権があるとき 災害により被害を受けたとき	経営安定 特例資金	●市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6か月以上)経営している中小企業者で次のいずれかに該当する者 (1) 大規模小売店(床面積1000㎡超)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 (2) 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 (3) 天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 (4) 大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者 ※上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。	運転資金 設備資金 (※(1)(4)については設備資金のみ)	1,500万円以内	7年以内 固定 年2.00%以内 (据置 1年以内)	年0.25%～1.70% ※市補助後	対象		元金均等返済		

＜借換可能融資一覧表＞

融資名	借換の申込ができるとき	借換可能な融資
小口資金	随時	小口資金のみ
経営向上小口資金	随時	経営向上小口資金のみ
経営活性化資金	随時	熊本市中小企業融資制度にかかる全ての資金 (取扱い終了分を含む)

＜ご留意事項＞

(注1) 融資利用にあたっては、金融機関及び熊本県信用保証協会の審査がありますので、 まずは、取扱金融機関へご相談ください。 審査の結果によっては、希望通りの融資が利用できない場合があります。
(注2) 有担保による保証や、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は、保証料率が割引されることがあります。詳しくは熊本県信用保証協会へお問い合わせください。
(注3) 一定の要件を満たす法人は、保証料率の上乗せ(0.25%または0.45%)を条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。

＜令和7年度の改正ポイント＞

- ①生産性向上や賃上げに取り組む事業者を支援するため、「**補助金活用支援資金**」の取扱を開始します！
信用保証料率の3／4を助成します！（上記一覧表は助成適用後の料率です）
- ②「**創業サポート資金**」の**対象者要件**を創業後1年未満→**5年未満に拡充**します！
- ③「**経営向上小口資金**」「**小口資金**」の**借換の申込を**、融資残高が1／2以下→**随時可能に変更**します！
- ④**事業承継者に対する信用保証料全額補給・3年間の利子補給の申請の流れを変更**します！



詳しくは、熊本市ホームページをご覧ください。

